

2023 新規上場ガイドブック（グロース市場編）改訂概要

2024 年 3 月

（表記について）

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（グロース市場編）最終更新版からの改訂は以下の赤字の通りです。なお、表現の修正などの軽微な改訂は記載を省略しています。
- ・ 四半期開示の見直し等にかかる規則改正（2024 年 4 月 1 日施行）に伴い、各種用語の変更を行っておりますが（例：「新規上場申請のための四半期報告書」→「新規上場申請のための半期報告書」、「四半期レビュー報告書」→「期中レビュー報告書」、「買収防衛策」→「買収への対応方針」等）、以下では記載を省略しております。

ページ	新	旧
128	<p>Q26：事前チェックリスト3（3）①に「決算短信を年度末から遅くとも 45 日以内に開示することができるように準備を進めていますか。」とありますが、具体的にどのような時期にどのようなことを行うことなのでしょうか。また、四半期決算短信についてはどうなのでしょうか。</p> <p>A26：(略)</p> <p>また、四半期決算の内容の開示については、<u>通期及び第2四半期（中間期）とは異なり有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報としての位置づけではない</u>ことを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりませんが、上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等に取り組むことが求められます。</p> <p>(略)</p>	<p>Q26：事前チェックリスト3（3）①に「決算短信を年度末から遅くとも 45 日以内に開示することができるように準備を進めていますか。」とありますが、具体的にどのような時期にどのようなことを行うことなのでしょうか。また、四半期決算短信についてはどうなのでしょうか。</p> <p>A26：(略)</p> <p>また、四半期決算の内容の開示については、<u>金商法に基づく四半期報告書の法定提出期限が 45 日とされている</u>ことを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりませんが、上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等に取り組むことが求められます。</p> <p>(略)</p>

(表記について)

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（グロース市場編）最終更新版からの主な改訂を、**追加・削除**は赤字で表記しています。
- ・ 四半期開示の見直し等にかかる規則改正（2024年4月1日施行）に伴い、各種用語の変更を行っておりますが（例：「新規上場申請のための四半期報告書」→「新規上場申請のための半期報告書」、「四半期レビュー報告書」→「期中レビュー報告書」、「買収防衛策」→「買収への対応方針」等）、以下では記載を省略しております。
- ・ 市場区分の変更申請にかかる提出書類も同様の改訂を行っておりますが、以下では記載を省略しております。

ページ	新				
192	(記号表記・規程の記載について)				
	○	<u>元引受（幹事）証券会社に Target にてご提出いただきます。Target を利用できない場合は、書面でご提出ください。</u>			
193～ 196	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	全ての申請会社にご提出いただく書類				
	上場申請日	(略)	(略)	(略)	(略)
	〃	上場適格性調査に関する報告書※◎■○	(略)	(略)	(略)
	〃	<u>四半期決算短信◆▼</u>	<u>基準事業年度の翌事業年度の第1及び第3四半期累計期間に関するもの。上場申請後に決算が確定した場合は、作成後遅滞なく提出（TDnetに開示している場合は提出不要）。</u>	<u>1部</u>	<u>新規上場申請者に係る各種説明資料4.(2)。</u>
上場承認まで	上場適格性調査に関する報告書※■○	(略)	(略)	(略)	
201～ 203	公募売出し・公開価格決定等に係る提出書類 (略)				
	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	有価証券の公募・売出しを行う場合（他市場、直接上場銘柄共通）				
	上場申請後遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■	(略)	(略)	(略)
	〃	<u>同意書○</u>	<u>公募又は売出予定書に係る同意書。</u>	1部	
申込期間終了の日から起算	公募又は売出実施通知書※◎■○	(略)	(略)	(略)	

ページ	新				
	して3日目 (休業日を除く。)の日まで				
	上場に際して公募・売出しを行う未上場会社でブック・ビルディングを行う場合				
	上場承認まで	(略)	(略)	(略)	(略)
	〃	委託販売団組成事務委託契約申込書※◎■○	(略)	(略)	(略)
	上場に際して公募・売出しを行わない未上場会社の場合				
	上場申請日	新規上場申請に係る内国株券等の評価額算定書◎○	(略)	(略)	(略)
	〃	新規上場申請に係る内国株券等の流動性確保に関する報告書◎○	(略)	(略)	(略)
	上場日1週間前まで	新規上場申請に係る内国株券等の流通参考値段報告書◎○	(略)	(略)	(略)
205	その他提出資料 (略)				
	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	上場日が基準事業年度の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合				
	遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	基準事業年度の翌事業年度にかかる第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。	1部	規則第206条(9) a 規則第233条
	上場日が基準事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	基準事業年度の翌事業年度にかかる第1、第2及び第3四半期に関するもの。四半期レビュー報告書は承認時まで提出。	1部	規則第206条(9) a、 b、c 規則第233条	

以上